

⑩宗教界における差別事件

浄土真宗本願寺派（不二川公勝総長）は、二〇〇四年七月から二〇〇六年二月にかけて起こった「広域差別投書事件」と「A別院・総局宛差別投書事件」の「対応要綱」を作成した。

「広域差別投書事件」では、二〇〇四年七月から二〇〇六年二月にかけて七回にわたり、大谷光真門主、光淳新門、不二川総長、木下慶心宗会議長と四教区の教務所にあてて、差別投書が送りつけられた。

差別語を用いて、教団内のある立場の人たちを排除するように求める内容の文面で、要望が聞き入れられないと「無視カ!? こっちにも かんがえはあるぞ」「いつまでも隠セルと思うな 隠スとこれからモつづくぞ」と行為のエスカレートを予告し、投書の送付先を四教務所へ拡大させた。

封書の消印は「浪速」や「京都中央」。いずれの投書も、新聞や雑誌の活字を切り貼りして作成され、内容も一貫していることから同一の行為者である可能性が高い。

また門主や新門には内事部、宗会議長には宗会事務局宛てに送り付けるなど、宗門の内部事情にも詳しいことから、行為者は宗内の僧侶または宗門とかかわりの深い者と推定されている。

二〇〇五年四月の「A別院・総局宛差別投書事件」も広域差別投書事件」と同様に差別語を用いて、宗内のある立場の人たちの人権を侵害する内容で、二つの事件の共通性がうかがえるが、こちらは手書きで、差出人も「〇〇（地名）の住職」と記している点などが異なっている。

基幹運動推進本部、同朋部が作成した「対応要綱」は「基幹運動、とりわけ、差別の現実を課題とし、差別・被差別からの解放をめざしてきた同朋運動に挑戦する行為」「人間の尊厳性を侵すきわめて悪質な行為」と厳しく指弾、事件が長期化、広域化したことには「速やかな公開を見合わせ、推移を注視した教団の初期の対応が、結果として投書の広域化を生んだ」と初期対応の誤りを反省し、差別克服に向けて「御同朋の願いに応える教学」の構築が必要と、今後の取り組みの方向性を示している。